

安全保障理事会決議 1804 (2008)

2008年3月13日、安全保障理事会第5852回会合にて採択

安全保障理事会は

コンゴ民主共和国および大湖地域に関する従前の安保理諸決議、とりわけ1649(2005)、1771(2007)、1794(2007)および1797(2008)の諸決議および議長声明を想起し、

コンゴ民主共和国およびルワンダ共和国ならびに地域のすべての国の主権、領土保全および政治的独立に対する支持を再確認し、

2007年11月9日にナイロビでコンゴ民主共和国とルワンダ共和国の両政府が署名した共同コミュニケ(以下「ナイロビコミュニケ」とする。S/2007/679)で言及された、大湖地域全体の平和および安全に対する深刻な脅威を与え続けているコンゴ民主共和国東部で活動しているルワンダ解放民主勢力(FDLR)、旧ルワンダ武装勢力(ex-FAR)／インテラハムウェ、およびその他のルワンダ武装集団の継続的関与に対し安保理の強い懸念を表明し、

コンゴ民主共和国東部で活動しているFDLR、ex-FAR／インテラハムウェ、およびその他のルワンダ武装集団が行っている人権および国際人道法違反の存続を憂慮し、とりわけこれらの集団が犯した性的暴力を非難し、女性、平和および安全に関する安保理決議1325(2000)ならびに児童および武力紛争に関する安保理決議1612(2005)ならびにコンゴ民主共和国における児童および武力紛争に関する安全保障理事会が了とした結論(S/AC.51/2007/17)を想起し、

とりわけナイロビコミュニケおよび2007年12月4日と5日にアジスアベバにおいて開催された3か国プラス合同委員会の高官級会合の結論において表明されたように、共通の安全上の関心事を解決し、地域の平和および安定を達成しかつ維持するためのコンゴ民主共和国、ルワンダ共和国、同地域のその他の諸国ならびに国際的協力者の公約と持続的な努力を認識し、

大湖地域の安全、安定および開発に関する条約が2006年12月15日にナイロビで署名されたことを想起し、反政府武装集団を支援せず、既存の反政府武装集団の武装解除および動員解除を目的として協力する公約を強調し、

FDLR、ex-FAR／インテラハムウェ、およびコンゴ民主共和国内のその他のルワンダ武装集団が関与しているという問題に取り組むためキサンガニで会議を開催するというコンゴ民主共和国政府の決定を歓迎し、

これらの集団の自発的な武装解除、動員解除、再帰還、再定住および社会復帰(DDRR)を促進するための国際連合コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)の継続中の取組を支援し、

地域全体の不安定な傾向を永続させるコンゴ民主共和国東部における他の武装集団および民兵の継続的関与に安保理の深刻な懸念をまた表明し、ナイロビコミュニケとともに大湖地域における永続的平和と安定の回復に向けた主要な措置を示している、2008年1月23日にゴマにおいて署名された責任に関する声明(合意協定)を協調し、ゴマの責任に関する声明の署名者に対しこれを支援する即時の行動を取ることを求め、その実施をしっかりと監視し続ける安保理の意図を表明し、

1. FDLR、ex-FAR／インテラハムウェ、およびコンゴ民主共和国東部で活動しているその他のルワンダ人武装集団の全ての構成員に対し、直ちにその武器を置き、武装解除、動員解除、帰還、再定住および社会復帰のためコンゴ当局ならびにMONUCに対し更なる遅滞なくかつ無条件で出頭することを要求する。
2. FDLR、ex-FAR／インテラハムウェ、およびコンゴ民主共和国東部で活動しているその他のル

ワンダ人武装集団の全ての構成員に対し、直ちに子どもの徴兵および利用を停止し、彼らに関係する全ての子どもを解放し、ジェンダーを基礎とする暴力、とりわけレイプおよびその他の形態の性的虐待ならびにあらゆるその他の形態の暴力を終わらせることをまた要求し、それらの責任を有する者を裁判にかける必要性を強調する。

3. 武装解除した外国人戦闘員とその依存者の自発的動員解除および帰還を促進し、武装解除、動員解除、帰還、再定住および社会復帰過程への参加を確実にするため反抗的な武装集団を武装解除する目的で、コンゴ民主共和国軍 (FARDC)が指導した作戦を支援するため、MONUC の能力とその部隊が展開している地域の範囲内で、必要な全ての措置を用いる MONUC の職務権限を想起する。
4. コンゴ民主共和国およびルワンダ共和国両国政府に対し、ナイロビコミュニケの下での両国の公約を実施するため、とりわけ動員解除した戦闘員の帰還を促進する条件を作り出す目的で、両国の協力を強化することを求める。
5. 決議 1596 (2005) の第 13 項および第 15 項で課せられた渡航禁止および資産凍結を含む対象を特定した措置は、とりわけその集団に属する戦闘員の武装解除および自発的な帰還または再定住を阻害するコンゴ民主共和国で活動する武装集団の政治的および軍事的指導者に適用されるよう決議 1649 (2005) および 1698 (2006) で拡大されたことを想起し、これらの措置は F D L R、ex-FAR/インテラハムウェ、およびこれらの決議の条項に従って指定されたその他のルワンダ人武装集団の指導者に適用することを強調する。
6. 上記第 5 項で詳述された措置の近々行われる見直しにおいて、F D L R、ex-FAR/インテラハムウェもしくはコンゴ民主共和国領域内で活動するその他のルワンダ人武装集団の構成員または彼らに対して他の形態の支援を提供する個人に、適宜かつ DDRRR 過程への参加もしくは貢献を考慮して、その適用を拡大することを検討することを約束する。
7. 決議第 1493 (2003) で課せられ、決議 1596 (2005) で拡大された武器禁輸は、F D L R、ex-FAR/インテラハムウェ、およびその他のルワンダ人武装集団を含む、コンゴ民主共和国内の全ての外国人武装集団および違法なコンゴ人民兵への武器や関連物資もしくは技術訓練や支援の提供を禁止していることを強調する。
8. 加盟国に対し、F D L R、ex-FAR/インテラハムウェもしくはコンゴ民主共和国領域内で活動するその他のルワンダ人武装集団のためのまたは彼らに対する加盟国国民もしくは加盟国領域内からの財政的、技術的もしくはその他の形態の支援の提供を防止するために必要な措置を講じることを検討することを求める。
9. ルワンダ国際刑事裁判所への協力を強化し全ての必要な援助を与えるという全ての国家への安保理の要請をくり返し表明する。
10. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。